

9月は「PCB適正処理推進月間」です！

2020年08月27日

記者発表資料

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を所管する首都圏1都3県12市で構成する「東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」では、本年9月を「PCB適正処理推進月間」と位置づけ、高濃度PCB廃棄物等の適正処理について関係事業者を指導するとともに、協力機関と連携して啓発活動を行います。

1 目的

PCB廃棄物の保管事業者等への立入検査、各種啓発活動等により、PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理の推進を図る。

2 実施機関

「東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」（首都圏1都3県12市）

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、八王子市、さいたま市、川崎市、越谷市、川口市、千葉市、船橋市、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、柏市

3 実施内容

- (1) PCB廃棄物の保管事業者等への立入検査による保管状況の確認、期限内処理の指導等
- (2) 事業者に対する高濃度PCB廃棄物等の有無の確認の指導
- (3) 協力機関に対する会員への周知依頼等

4 協力機関

県内各商工会議所・商工会、各種団体

[参考]

PCB廃棄物の適正処理について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、電気機器の絶縁油等として広く使用されてきましたが、昭和43年に「カネミ油症事件」が発生し、その毒性が社会問題化したため、製造が禁止となりました。

高濃度PCB廃棄物等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO(ジェスコ)）の全国5か所の処理施設で処理されており、処理施設ごとに定められた期限までに処理を完了する必要があります。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、首都圏1都3県内の高濃度PCB廃棄物等のうち、「変圧器・コンデンサー等」については令和4（2022）年3月31日までに、「安定器及び汚染物等」については令和5（2023）年3月31日までに、JESCOへ処分を委託することが義務付けられており、変圧器・コンデンサー等については、処分期間の末日まで残り約1年半、安定器及び汚染物等については残り約2年半と迫ってきました。

問合せ先

環境農政局環境部資源循環推進課

課長 田中

電話 045-210-4170

適正処理グループ 中田

電話 045-210-4151

いいね！ 0

ツイート

このページに関するお問い合わせ先

環境農政局 環境部資源循環推進課

環境農政局環境部資源循環推進課へのお問い合わせフォーム

適正処理グループ

電話：045-210-4151

内線：4151

ファクシミリ：045-210-8847

このページの所管所属は環境農政局 環境部資源循環推進課です。